

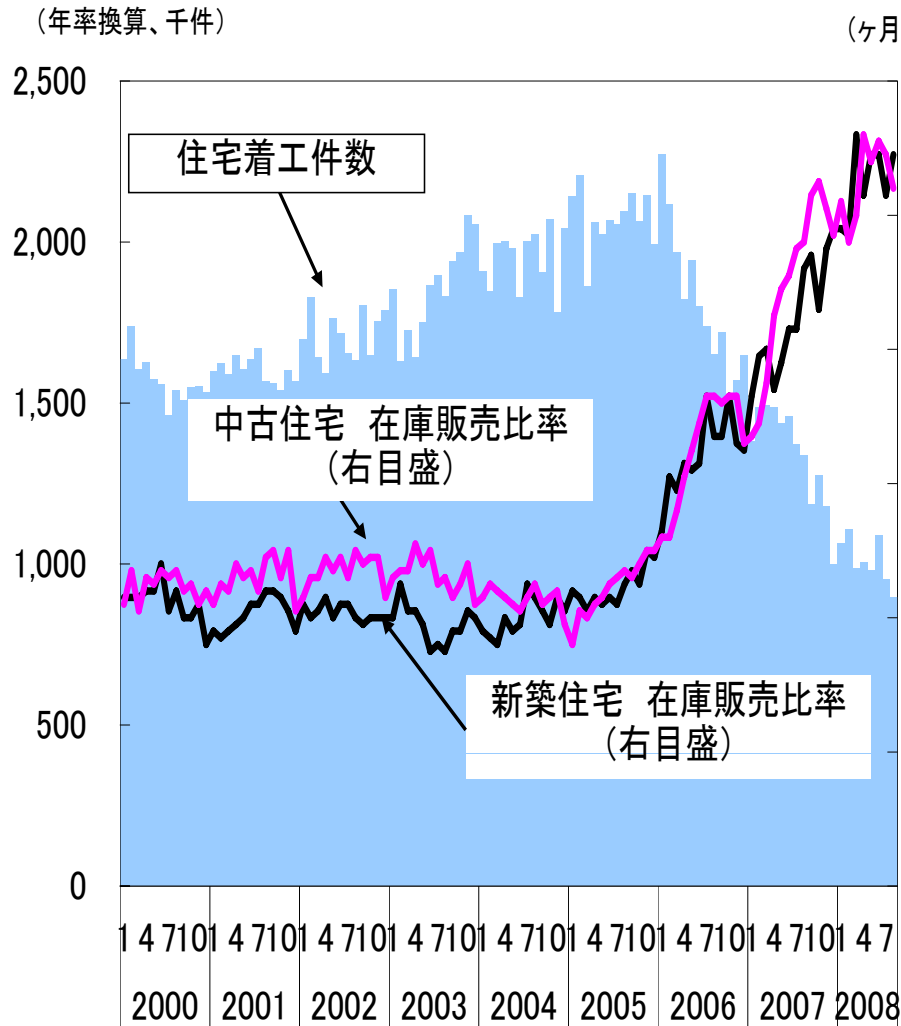
最近の国際金融情勢について

2008年10月

財 務 省

1. 米国住宅市場の状況

<住宅着工・販売在庫比率>

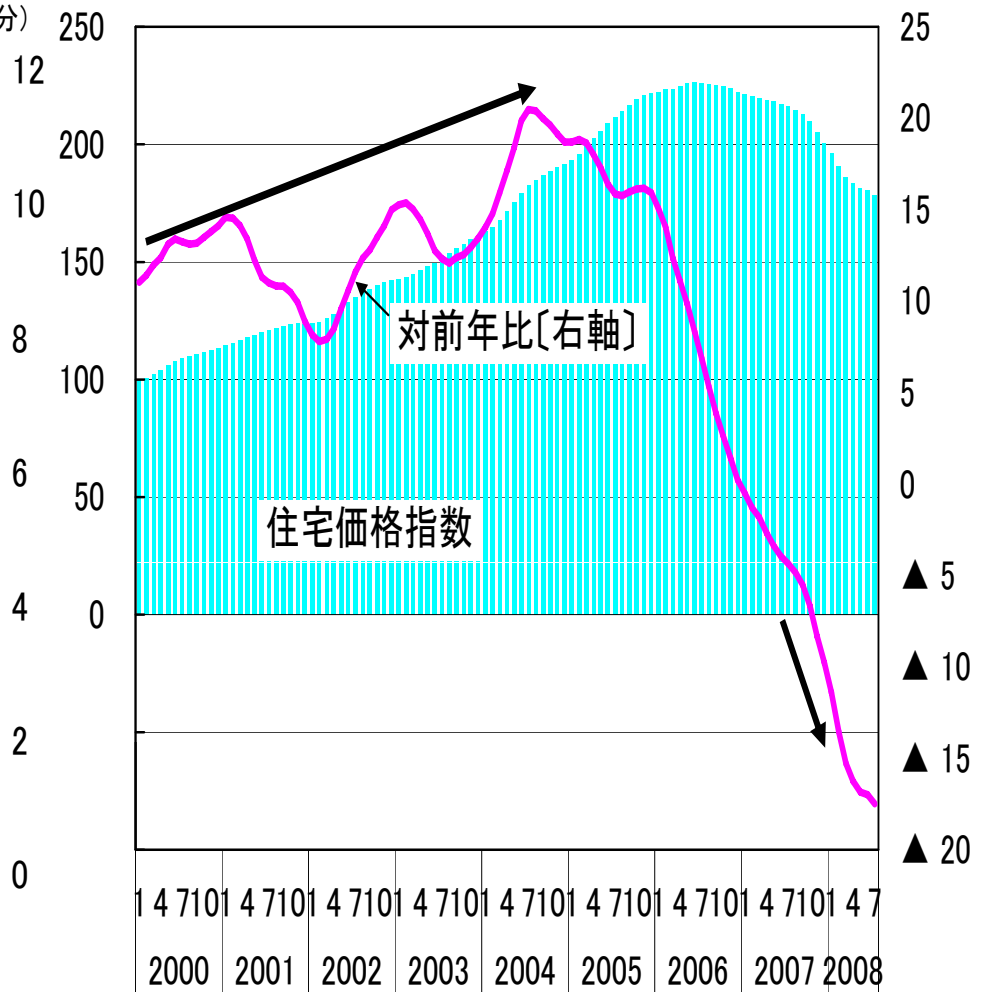


(出所)米商務省、National Association of Realtors

<住宅価格(全米10都市)>

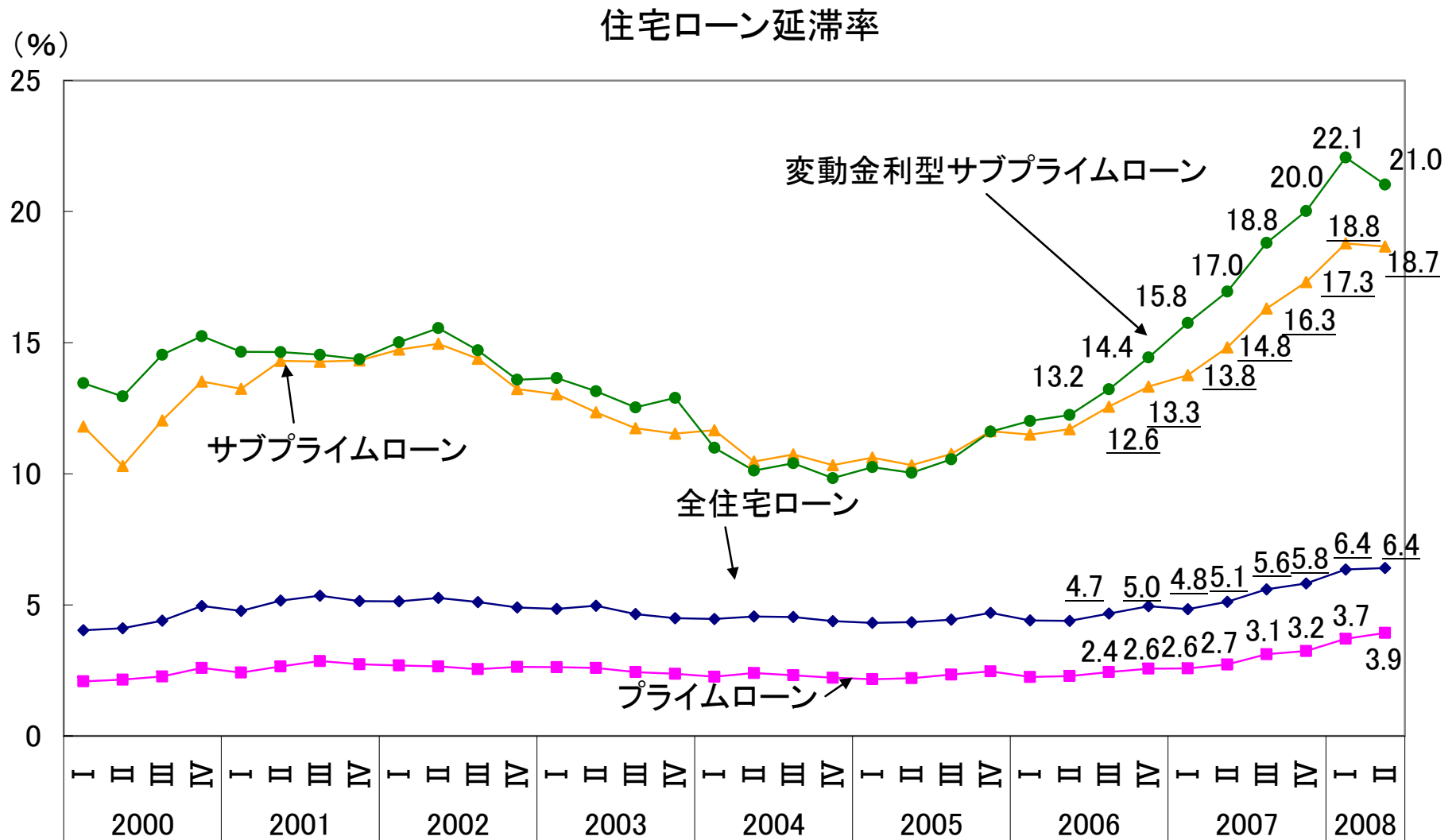
2000年1月=100

前年比:%



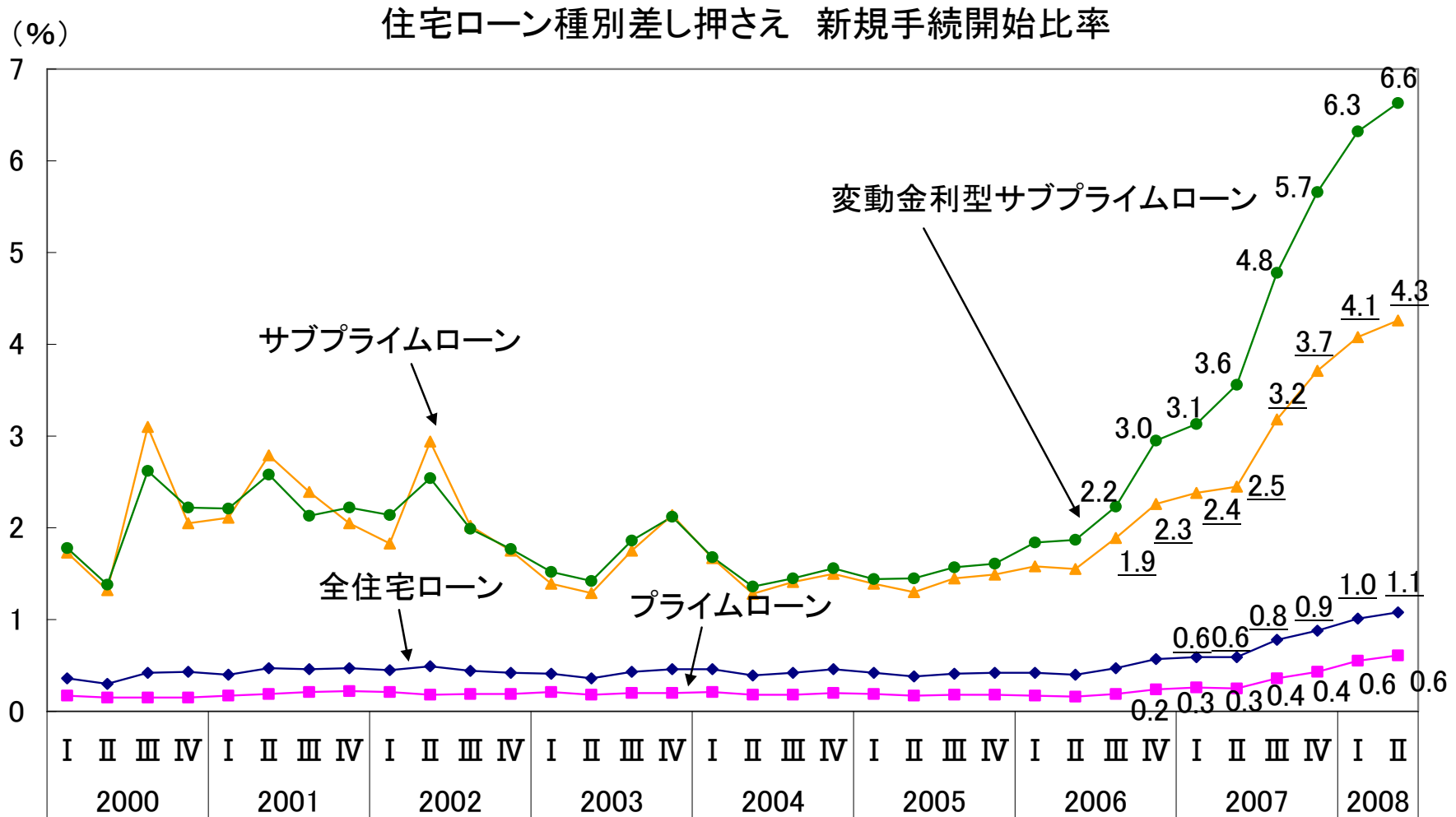
[出所]米:S&P

2. 米国住宅ローン延滞率の推移



(資料)MBA(抵当銀行協会)(Datastream)

3. 新規差し押さえ手続き開始比率の推移

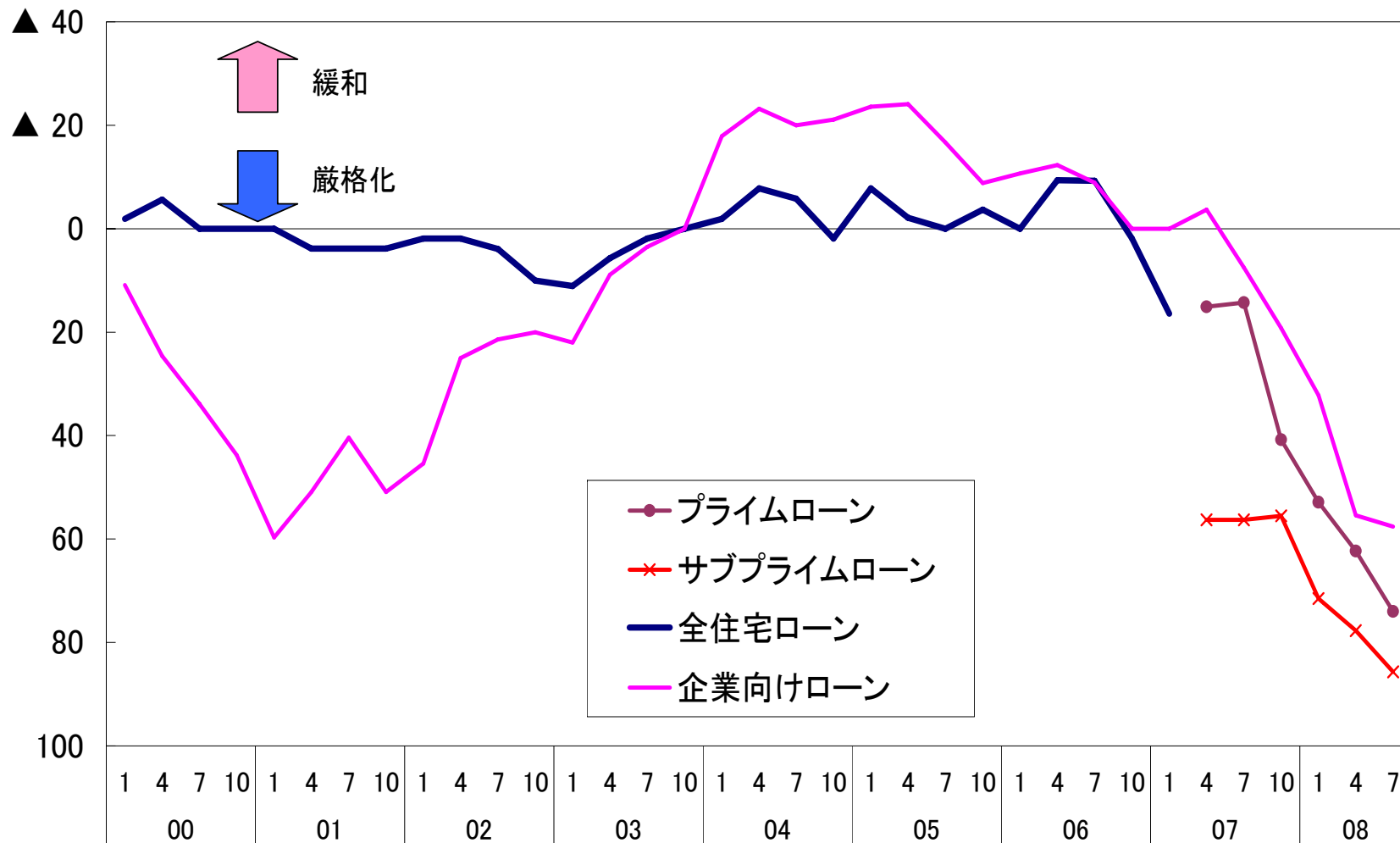


(資料)MBA(抵当銀行協会)(Datastream)

4. 米国金融機関の貸出し態度の推移

住宅ローンだけでなく、企業向け貸出など総じて厳格化。

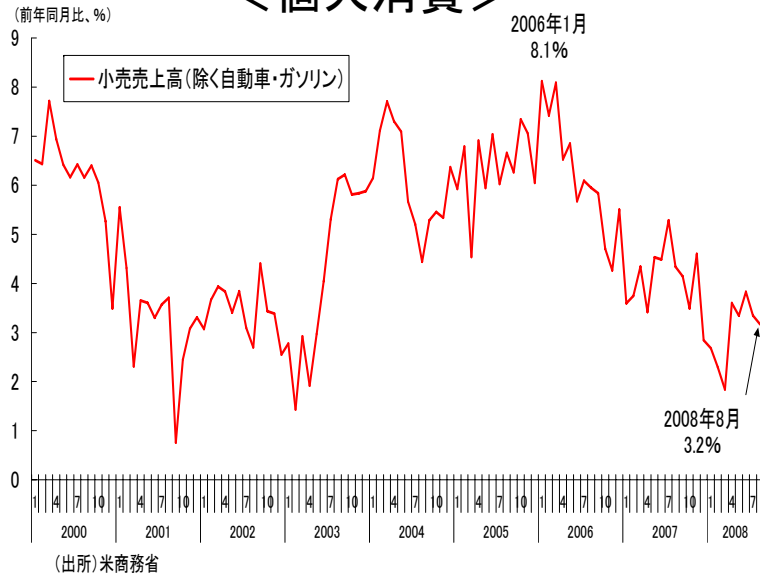
(%)「厳格化した(「かなり」+「幾分」)ー「緩い(「かなり」+「幾分」)」(軸反転)



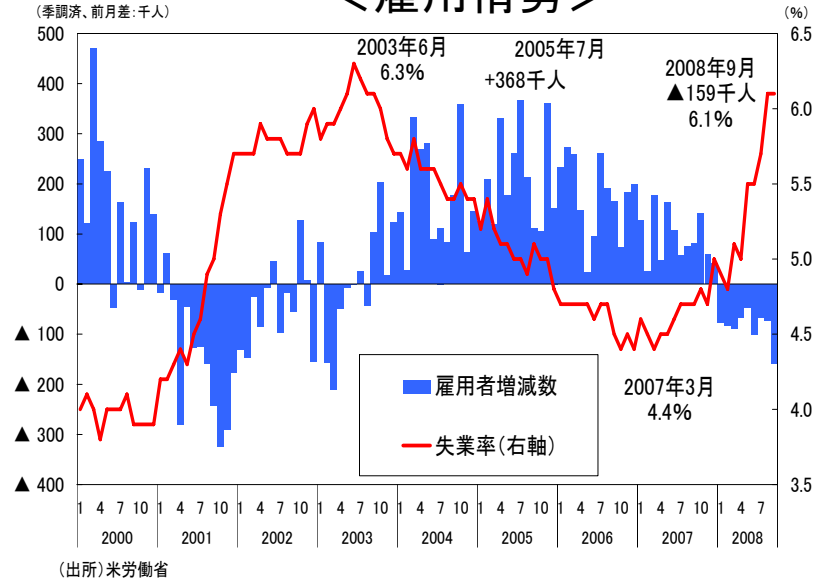
(出所)FRB “The July 2008 Senior Loan Officer Opinion Survey on Bank Lending Practices”

5. 米国の実体経済の動向

<個人消費>

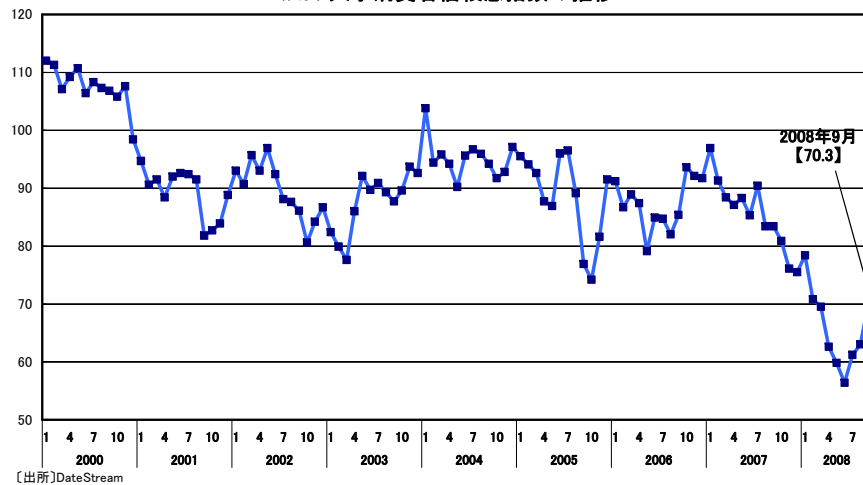


<雇用情勢>



<消費者心理>

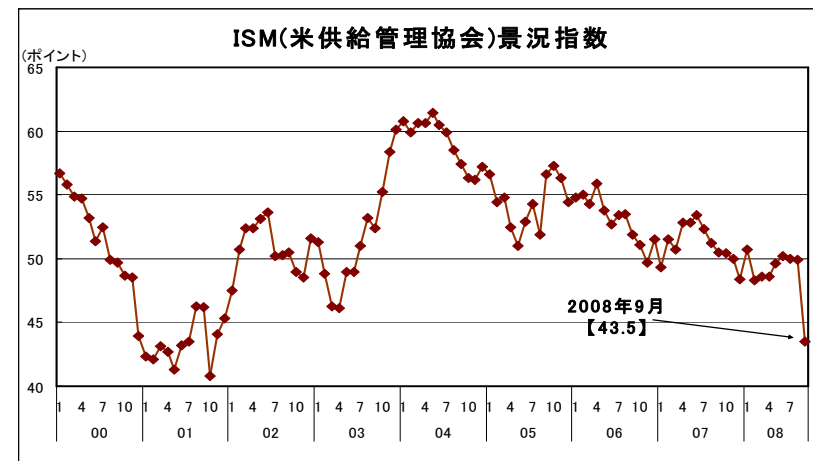
ミシガン大学消費者信頼感指数の推移



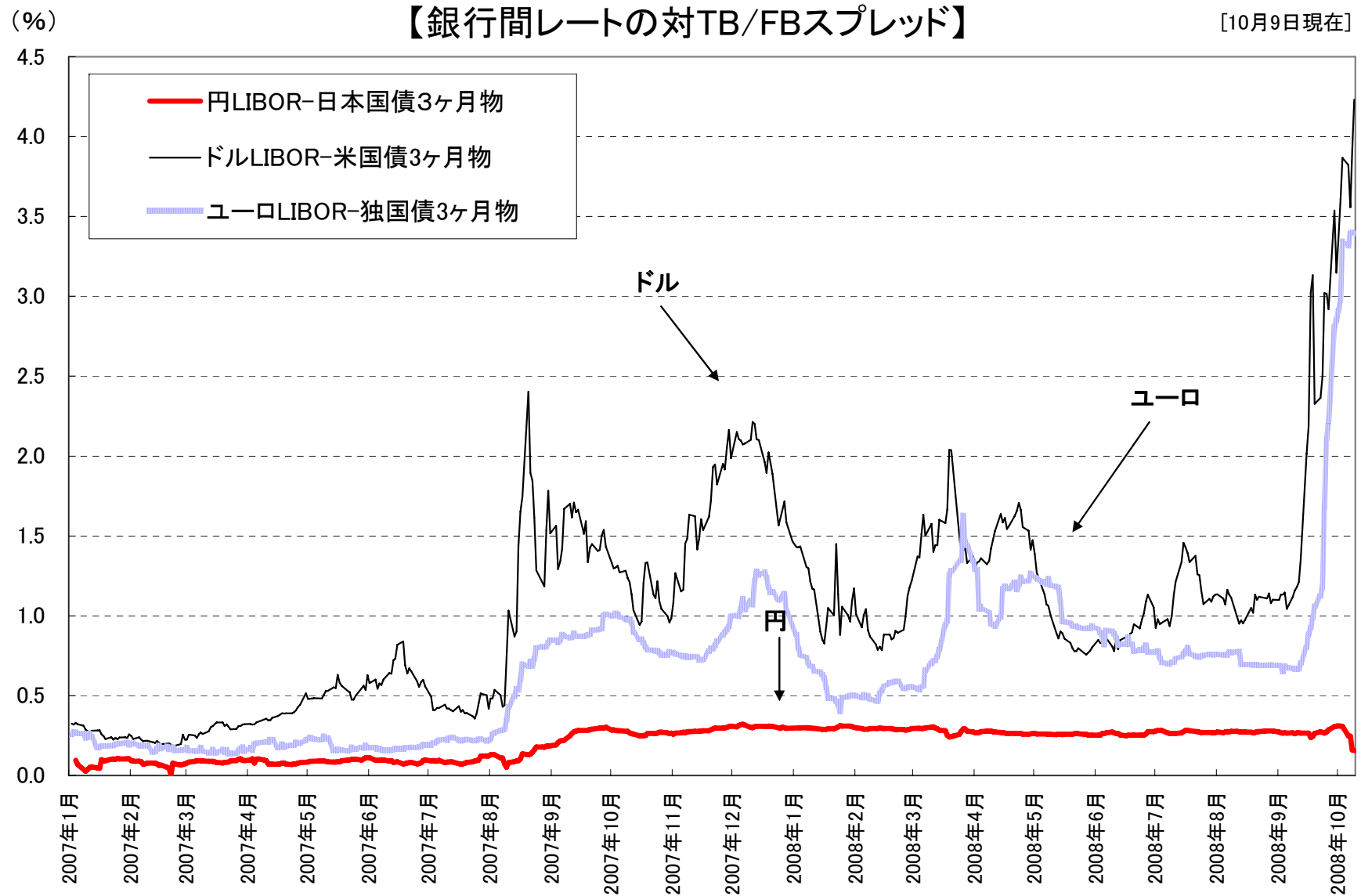
<企業の景況感>

(製造業)

ISM(米供給管理協会)景況指数

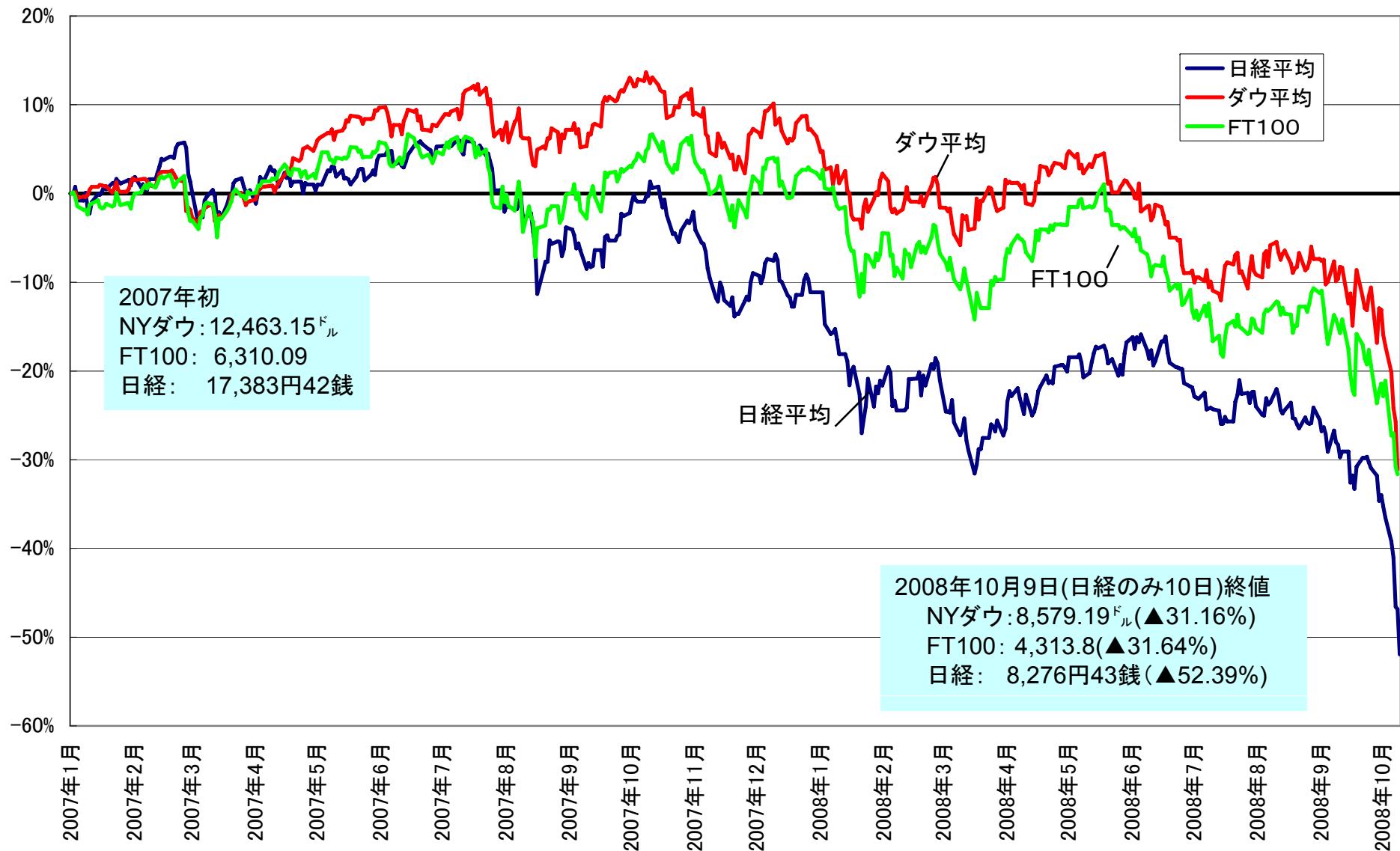


6. 短期金融市場の動き

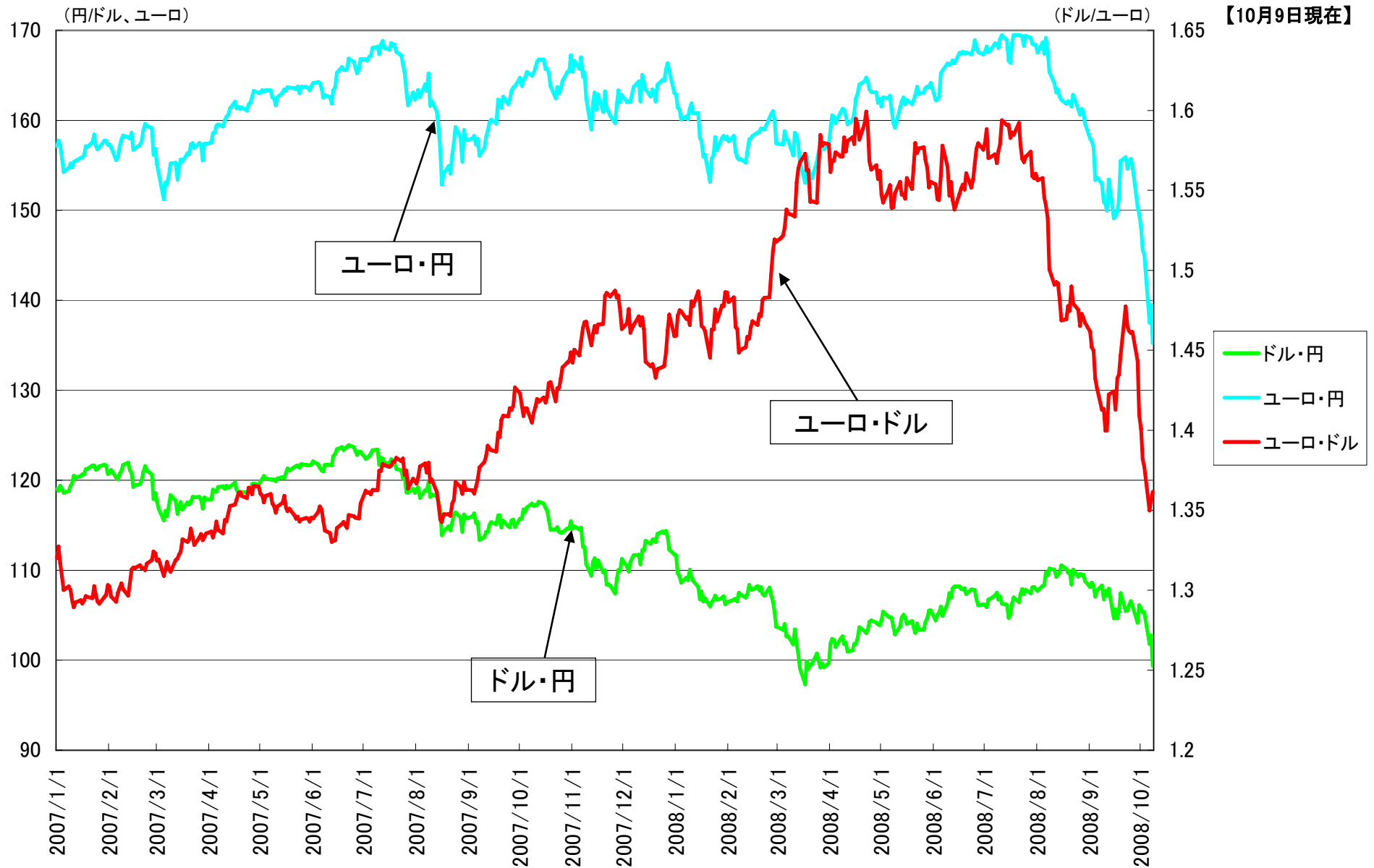


(出所) Bloomberg

7. 株価の動き (2007年1月からの騰落率)



8. 為替相場の動き



9. 金融市場に関する主な出来事(米国)

米国住宅市場から金融市場へ問題伝播(~07年末)

- 07年8月9日 FRBが緊急資金供給
- 07年9月18日 FRBが政策金利0.5%引き下げ(以降のFOMCで、6回連続引き下げ)
- 07年11月末~12月 大手行(シティ・モルガンスタンレー・メリルリンチ)増資が相次ぐ

問題の拡大:大手証券会社救済・政府支援機関(GSE)支援等(08年初~)

- 3月16日 JPモルガンがベアスターンズを買収、NY連銀がJPモルガン・チェースを通じて290億ドルの資金支援
- 3月17日 FRBがプライマリーディーラーに貸出制度を導入
- 7月13日 米財務省・FRBがファニ・メイ、フレディ・マックに対する支援策を発表
- 9月 8日 ファニ・メイ、フレディ・マックの公的管理への移行
- 9月15日 リーマン・ブラザーズが連邦倒産法に基づく会社更生/精算手続きを申請
バンク・オブ・アメリカがメリルリンチを500億ドルで買収する旨を発表
- 9月18日 日米欧の主要中央銀行が協調し、ドル資金を自国市場に供給する緊急対策を発表
- 9月19日 米国の金融市場安定のための包括的対策発表
- 9月21日 FRBがゴールドマン・サックス及びモルガン・スタンレーの銀行持ち株会社への移行を承認
- 9月22日 G7による電話会談開催と声明発表
- 9月26日 JPモルガンがワシントン・ミューチュアルの買収を発表
- 9月29日 日米欧中銀がドル資金供給の増額等を発表
- 10月 3日 米下院が「緊急経済安定化法案」の修正法案を可決、同日大統領署名を経て成立
- 10月 6日 FRBが準備預金への金利付与を柱とする追加流動性対策を発表
- 10月 7日 FRBが無担保CP・資産担保CPの買取制度を創設
- 10月 8日 欧米6中銀が協調利下げ
- 10月 9日 FRBによるAIG追加支援発表
米財務長官が 緊急対策安定化法での銀行への公的資金注入を示唆(報道)
- 10月10日 ウェルズ・ファーゴがワコビアを買収。シティはワコビア買収を断念し、2行に損害賠償を請求すると発表

10. 金融市場に関する主な出来事(米国以外)

欧州の金融市場の動き

- 2月17日 英財務省、ノーザンロックの国有化を発表
- 9月19日 英FSA、金融株の空売りを一時禁止(2009年1月16日まで)
- 9月28日 フォルティス(ベルギー・オランダ)にベネルクス3国が総額112億ユーロを出資
- 9月29日 英財務省、ブラッドリー・アンド・ビングレー(英)を国有化し、一部業務を売却
アイスランド政府がグリニトル(アイスランド)の株式の75%を6億ユーロで取得
- 9月30日 ベルギー、フランス及びルクセンブルク政府がデクシア(ベルギー・フランス)に64億ユーロを出資
アイルランド政府が預金を全額保証する旨発表
- 10月3日 英金融サービス機構、預金保険上限額の引上げ発表
- 10月4日 金融安定化対策協調のため、英・仏・独・伊の欧州4カ国首脳による首脳会議開催
- 10月5日 独政府、個人預金の全額保護を発表・デンマーク政府、銀行預金全額保護を発表
ヒポ・リアル・エステート(独)に対する新救済策(協調融資枠拡大<350→500億ユーロ>、政府保証)合意
BNPパリバ(仏)、フォルティスのオランダ部門以外の買収を発表
- 10月6日 EU議長声明、金融システムと個人預金者を保護するために必要な措置を継続するという方針を確認。
- 10月8日 イギリス政府、銀行救済策を発表
欧米6中銀が協調利下げ
- 10月9日 アイスランド、国内最大手のカウプシング銀行を政府管理下へ(既に同様の措置が取られていた2行と合わせ、
大手3行が政府管理下へ移行)
仏・ベルギー・ルクセンブルク政府、来年10月までデクシア(仏・ベルギー)による借入等を連帯保証すると発表。
伊政府、公的資本注入(政府、議決権のない株式の取得)を含む銀行救済策を発表。

日本の金融市場の動き

- 9月22日 三菱UFJフィナンシャルグループがモルガン・スタンレーに最大20%出資を発表
- 9月22・23日 野村ホールディングスがリーマン・ブラザーズのアジア・パシフィック・欧州・中東部門事業継承を発表
- 9月29日 三菱UFJフィナンシャルグループがモルガン・スタンレーへの出資形態について普通株30億ドル・
優先株60億ドルで合意
- 10月10日 日本政府、金融危機に陥った新興国に対し緊急融資制度をIMFに創設する提案をG7の場で行う予定(報道)
日経平均、前日比881円06銭安の8,276円43銭で終了(2003年5月以来の安値)

11. 米国緊急経済安定化法のポイント (10月3日成立)

- ① 買取り金額: (不良資産救済プログラム)
 - ・まず2,500億ドルの支出権限を政府に付与。その後大統領が必要と判断した時点で1,000億ドルを支出可能。残りの3,500億ドルは議会の承認が必要。
 - ・政府は資産を買い取る金融機関の株式を取得する権利(ワラント)を得る。
- ② 対象となる金融機関の定義:
 - ・米国で設立され且つ監督下にある、米国内で重要な活動(significant operation)を行っている全ての銀行、貯蓄貸付組合、信用金庫、証券会社、保険会社。
- ③ 不良資産の定義:
 - ・2008年3月14日以前に組成・発行された住宅ローン、商業用不動産ローン、これらを基礎とした又は関連する証券、債券、その他金融商品。
- ④ 不良資産に対する保証:
 - ・不良資産救済プログラムを設置する際、財務長官は不良資産を保証するプログラムを設置することができる。この保証プログラムに参加する金融機関は保証料を財務長官に支払う。
- ⑤ 役員報酬の制限
 - ・当該プログラムに参加する金融機関の上級役員に対する巨額退職金の禁止。
- ⑥ 差し押さえ軽減対策
 - ・政府が買い取った住宅ローン(担保証券)について借入れ条件を緩和

上院における法案の主要変更点(上院可決:10月1日、下院可決:10月3日、同日大統領署名を経て成立)

- ①FDICの預金保険限度額を現状の10万ドルから25万ドルへと1年間の時限措置として引上げ
- ②クリーン・エネルギーに関する研究開発減税の追加
- ③AMT (Alternative Minimum Tax: 最低代替税)の控除の延長

12. イギリスの銀行救済策の概要

(10月8日午後3:00頃発表(東京時間))

① 流動性供給

- ・ 特別流動性スキームの利用枠を延長(少なくとも2,000億ポンド(約34兆8,000億円))

② 資本注入

- ・ 政府支援資本増強スキーム(Government-supported recapitalization scheme)を設置。スキームに参加するイギリスの主要8金融機関は今年中に市場から総額250億ポンド(約4兆3,500億円)の資本を調達することをコミット。政府は、市場での増資努力を補完する政府による優先株購入のための250億ポンドを用意。

(注: Abbey, Barclays, HBOS, HSBC, Lloyds TSB, Nationwide Building Society, RBS, Standard Chartered)

- ・ 優先株等の購入に当たり、政府は当該金融機関の役員報酬・配当政策のあり方について考慮するものとする。
- ・ それ以外の金融機関による増資に備え、政府は、別途250億ポンドを用意
(注: 外銀の英子会社も「相当程度の営業活動」が認められる場合は対象となる)

③ 中期の資金調達円滑化策

- ・ 上記大手8金融機関には直ちに適用。併せて資本を充実した他の金融機関も利用可能。
- ・ 各銀行が資金調達する際に政府保証を付与
- ・ 政府保証の対象となる借入は最長3年間、最大2,500億ポンドの利用を見込む

13. 7か国財務大臣・中央銀行総裁の行動計画 [2008年10月10日]

G7は本日、現下の状況は緊急かつ例外的な行動を必要としていることに同意する。我々は、世界経済の成長を支えるため、金融市場を安定化させ、信用の流れを回復するために共同して作業を続けることにコミットする。我々は、以下のことに同意する。

1. システム上の重要性を有する金融機関を支援し、その破綻を避けるため、断固たるアクションを取り、あらゆる利用可能な手段を活用する。
2. 信用市場及び短期金融市場の機能を回復し、銀行及びその他の金融機関が流動性と調達資金に広汎なアクセスを有していることを確保するため、すべての必要な手段を講じる。
3. 銀行やその他の主要な金融仲介機関が、信認を再構築し、家計や企業への貸出しを継続することを可能にするに十分な量で、必要に応じ、公的資金、そして民間資金の双方により資本を増強することができるよう確保する。
4. 預金者がその預金の安全に対する信認を引き続き保つことができるよう、各国それぞれの預金保険・保証プログラムが、頑健であり一貫していることを確保する。
5. 必要に応じ、モーゲージその他の証券化商品の流通市場を再開させるための行動をとる。資産の正確な評価と透明性の高い開示、及び質の高い会計基準の一貫した実施が必要である。

これらの行動は、納税者を保護し、他国に潜在的な悪影響を与えないような方法で行われるべきである。我々は、必要かつ適切な場合には、マクロ経済政策上の手段を活用する。我々は、今回の混乱により影響を受ける国々を支援する上でIMFが果たす決定的に重要な役割を強く支持する。我々は、金融安定化フォーラムの提言の完全な実施を加速し、金融システムの改革の差し迫った必要性にコミットする。我々は、この計画を完遂するため、協力を一層強化し、他の国々と協働する。

13-2. 7か国財務大臣・中央銀行総裁の行動計画(英文)

October 10, 2008

G-7 Finance Ministers and Central Bank Governors Plan of Action

Washington-- The G-7 agrees today that the current situation calls for urgent and exceptional action. We commit to continue working together to stabilize financial markets and restore the flow of credit, to support global economic growth. We agree to:

1. Take decisive action and use all available tools to support systemically important financial institutions and prevent their failure.
2. Take all necessary steps to unfreeze credit and money markets and ensure that banks and other financial institutions have broad access to liquidity and funding.
3. Ensure that our banks and other major financial intermediaries, as needed, can raise capital from public as well as private sources, in sufficient amounts to re-establish confidence and permit them to continue lending to households and businesses.
4. Ensure that our respective national deposit insurance and guarantee programs are robust and consistent so that our retail depositors will continue to have confidence in the safety of their deposits.
5. Take action, where appropriate, to restart the secondary markets for mortgages and other securitized assets. Accurate valuation and transparent disclosure of assets and consistent implementation of high quality accounting standards are necessary.

The actions should be taken in ways that protect taxpayers and avoid potentially damaging effects on other countries. We will use macroeconomic policy tools as necessary and appropriate. We strongly support the IMF's critical role in assisting countries affected by this turmoil. We will accelerate full implementation of the Financial Stability Forum recommendations and we are committed to the pressing need for reform of the financial system. We will strengthen further our cooperation and work with others to accomplish this plan.

14. FSF(金融安定化フォーラム)報告書(2008年4月)の提言概要

I. 自己資本・流動性・リスク管理に対する健全性監督の強化

- **自己資本比率規制**
 - パーゼルIIをタイムリーに実施。
 - 証券化商品や証券化業務に関するパーゼルII上の自己資本の取扱いを強化(2008年中に提案を公表)。
- **流動性リスク管理**
 - 流動性リスクの管理・監督に関するガイダンスの市中協議案を2008年7月までに公表。
- **オフバランス機関を含むリスク管理に対する監督**
 - 銀行のリスク管理を強化させるとともに、過大なエクスポージャーの積上げやリスク集中を軽減させる。
- **OTC(店頭)デリバティブに関する事務運営上のインフラの整備**

II. 透明性・価格評価の強化

- **市場参加者によるリスク開示**
 - 金融機関は2008年度中間期決算において、先進的な開示事例を用いてリスク開示を強化。
 - パーゼルIIIにおける情報開示要求を強化するためのガイダンスを2009年までに公表。
- **オフバランス機関に関する会計・開示基準の改善**
- **価格評価**
 - 関連する国際機関は、価格評価に関する会計・開示・監査のガイダンスを強化。
- **証券化商品の透明性向上**
 - 当局は、証券化商品及びその裏付資産に関する情報を充実させるため、市場参加者と協力。

III. 信用格付の役割と利用の変更

- **格付プロセスの品質の改善・利益相反の管理**
 - IOSCO(証券監督者国際機構)は2008年央までに信用格付機関の基本行動規範を改訂。
 - 信用格付機関は、改訂後のIOSCO基本行動規範を履行するため、速やかに自社の行動規範を改訂。
- **証券化商品に関する格付の区別と情報提供の拡大**
 - 信用格付機関は、証券化商品に関する格付を社債等の格付と区別。証券化商品のリスク特性に関する情報提供を拡大。
- **信用格付機関による裏付資産データの品質評価**
 - 信用格付機関は、証券化商品の裏付資産に関するデータの品質に対する検証を強化。
- **投資家と当局による格付の利用**
 - 投資家は、格付への過度の依存を是正。当局は、規制・監督枠組みにおける格付の利用について検証。

IV. 当局のリスク対応力の強化

- **規制監督当局・中央銀行は、リスク分析を効果的に行動に移す**
- **当局間の情報交換・連携の改善**
 - グローバルに活動する大手金融機関毎に、国際的な監督当局間グループ(カレッジ)を設置する。
- **国際機関における政策策定作業の強化**

V. 金融システムにおけるストレスに対応するための堅固な体制

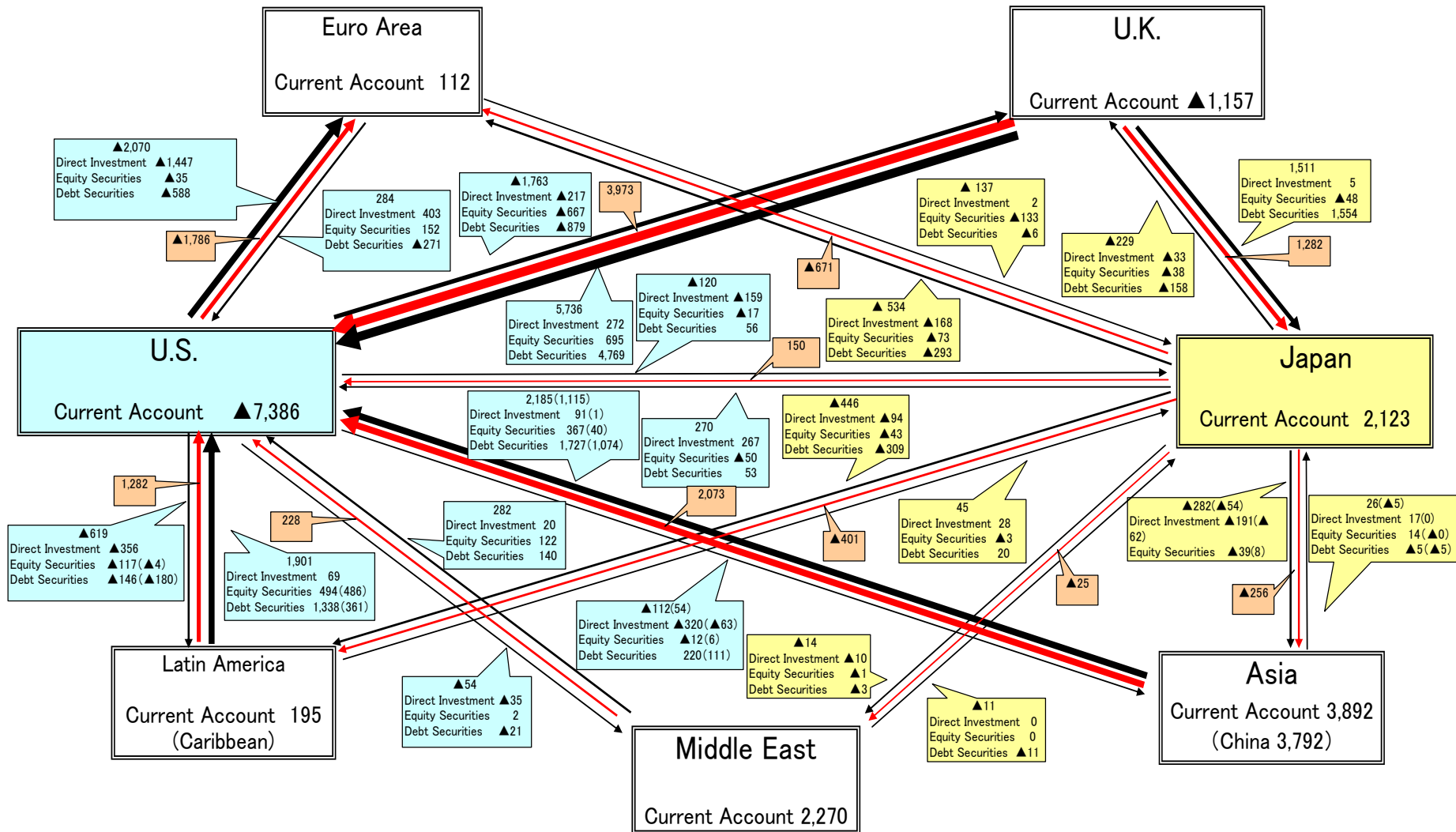
- **中央銀行のオペレーションの見直し**
- **脆弱な銀行に対応する枠組みの強化**

* 金融庁作成資料

15. キャッシュフロー(2007年)

(100 millions of USD)

Cash Flow(2007)



(Source) Balance of Payments :IMF(International Financial Statistics, World Economic Outlook), Direct Investment :U.S. Department of Commerce, Ministry of Finance Japan
Equity Securities and Debt Securities :U.S. Department of Commerce(Treasury International Capital Data(TIC)), Ministry of Finance Japan(Balance of Payments)

(Notes) Blue: Statistics of U.S. are used. Yellow: Statistics of Japan. are used. Red: Net cash flow

16. アジア主要国経済指標

	実質GDP成長率(前期比%)					インフレ率(前年同期比%)					経常収支(百万ドル) (対GDP比(%))				
	2006	2007	2008 1Q	2008 2Q	2008 3Q	2006	2007	ピーク値 (期間)	2008 8月	2008 9月	2006	2007	2008 1Q	2008 2Q	2008 3Q
中国	11.6	11.9	10.6	10.1	—	1.5	4.8	8.7 08/2	4.9	—	249,900 (9.4)	371,800 (11.3)	—	—	—
韓国	5.1	5.0	5.7	4.8	—	2.2	2.5	5.9 08/7	5.6	5.1	5,385 (0.6)	5,954 (0.6)	▲5213 (-)	▲134 (-)	—
タイ	5.1	4.8	6.1	5.3	—	4.7	2.3	9.2 08/7	6.4	6.0	2,174 (1.1)	15,764 (6.0)	3,068 (-)	▲308 (-)	—
シンガポール	8.2	7.7	6.9	2.1	—	1.0	2.1	7.5 08/4-6	6.4	—	29,766 (21.8)	39,157 (24.3)	7,044 (15.4)	6,235 (13.5)	—
インドネシア	5.5	6.3	6.3	6.4	—	6.6	6.6	11.9 08/7、8	11.9	—	10,836 (3.0)	10,365 (2.5)	2,825 (-)	▲1,477 (-)	—
マレーシア	5.9	6.3	7.1	6.3	—	3.6	2.0	8.5 08/7、8	8.5	—	25,467 (18.8)	28,902 (18.9)	7,461 (13.4)	11,542 (20.0)	—
フィリピン	5.4	7.2	4.7	4.6	—	6.2	2.8	12.5 08/8	12.5	—	5,347 (4.5)	6,351 (4.4)	1,203 (2.9)	823 (1.9)	—
ベトナム	8.2	8.5	7.4	5.8	6.5	7.4	8.3	28.3 08/8	28.3	27.9	▲200 (▲0.3)	▲7,000 (▲9.9)	—	—	—

	外貨準備高(百万ドル)					対外短期債務残高(百万ドル) (対外短期債務残高/外貨準備高)					輸入額(百万ドル) (外貨準備高/輸入額)				
	2006末	2007末	2008 7月末	2008 8月末	2008 9月末	2006末	2007末	直近の 対外準	(月)	2008 6月末	2006	2007	直近の対 輸入額比	(月)	2008 8月
中国	1,066,300	1,528,200	1,682,200 (1Q末)	1,808,800 (2Q末)	—	183,600 (17.2%)	220,100 (14.4%)	236,700 (14.1%)	3月末	—	791,600	955,800	100,180 (18.1ヶ月)	6月	106,180 (-)
韓国	238,956	262,224	247,523	243,200	239,672	113,748 (47.6%)	160,263 (61.1%)	175,653 (68.1%)	6月末	175,653 (68.1%)	309,383	356,846	40,601 (6.0ヶ月)	8月	40,601 (6.0ヶ月)
タイ	66,985	87,455	104,753	101,250	—	18,554 (27.7%)	21,640 (24.7%)	25,800 (24.4%)	6月末	25,800 (24.4%)	128,773	139,966	17,986 (5.8ヶ月)	7月	—
シンガポール	136,261	162,957	174,964	170,100	—	0 (0%)	0 (0%)	—	—	—	246,969	274,981	26,959 (6.3ヶ月)	8月	26,959 (6.3ヶ月)
インドネシア	42,586	56,920	58,987 (1Q末)	59,453 (2Q末)	—	—	—	—	—	—	61,065	74,473	12,023 (4.9ヶ月)	6月	—
マレーシア	82,500	101,300	119,300	116,900	—	12,125 (14.7%)	16,485 (16.3%)	27,316 (22.8%)	6月末	27,316 (22.8%)	136,274	152,664	15,006 (8.0ヶ月)	7月	—
フィリピン	22,967	33,751	36,901	36,743	—	5,009 (21.8%)	7,084 (21.0%)	8,797 (24.0%)	6月末	8,797 (24.0%)	51,774	55,514	5,305 (6.9ヶ月)	6月	—
ベトナム	13,591	23,872	20,700 (2Q末)	21,900 (3Q末)	—	—	—	—	—	—	274,640	367,201	7,167 (2.9ヶ月)	6月	7,399 (-)

17. アジア債券市場育成イニシアティブ

(ABMI: Asian Bond Markets Initiative)

- アジア通貨危機(1997年)以前は、アジア通貨がドルに対する実質固定相場であった中、ドル等の外貨を短期で借り入れ、自国通貨建てで国内の設備投資や不動産等の長期の融資に向けていた(通貨と期間の二重のミスマッチ)。こうした脆弱な金融システムの下で、アジアのいくつかの通貨への信任が大きく揺らいだことにより、急激な資本逃避が起こり、その動きが瞬く間にアジア各国に広がることとなった。
- このようなアジア通貨危機に対する反省から、アジア域内の民間貯蓄を、域内の経済発展に必要な中長期の投資に活用するため、2003年8月にASEAN+3(日中韓)の財務大臣の間でアジアの債券市場の育成に取り組むことが合意された。
- 本イニシアティブの下、ADB等の国際機関やJBIC等の政府系金融機関による現地通貨建て債券の発行や、金融機関の貸付債権を証券化した債券の発行等、債券の発行体及び種類の多様化が進んだ。その成果もあり、域内の債券市場の規模は、2002年末の1兆1,554億ドルから2007年末には3兆3,708億ドルと、約2.9倍に拡大している(日本、香港を除いたベース)。
- 2008年5月には新たなロードマップに合意、ASEAN+3諸国とともに、現地通貨建て債券の発行や需要の促進、規制枠組みや債券市場関連インフラの改善等、効率的かつ流動性の高い債券市場の育成に取り組んでいる。

18. ASEAN+3の現地通貨建て債券市場の規模の拡大

(単位: 億米ドル)

	1997年	2002年	2007年
中国 (除く香港)	836	3,423	16,900
インドネシア	46	582	880
韓国	1,532	5,382	11,078
マレーシア	570	844	1,794
フィリピン	168	276	542
シンガポール	238	564	1,037
タイ	105	483	1,379
ベトナム	-	-	98
小計	3,495	11,554	33,708
日本	42,029	64,170	89,564
香港	434	580	663
合計	45,958	76,304	123,935

(注) 数値は、国債及び社債の発行残高の合計。
 (出所) アジア開発銀行“Asian Bonds Online”

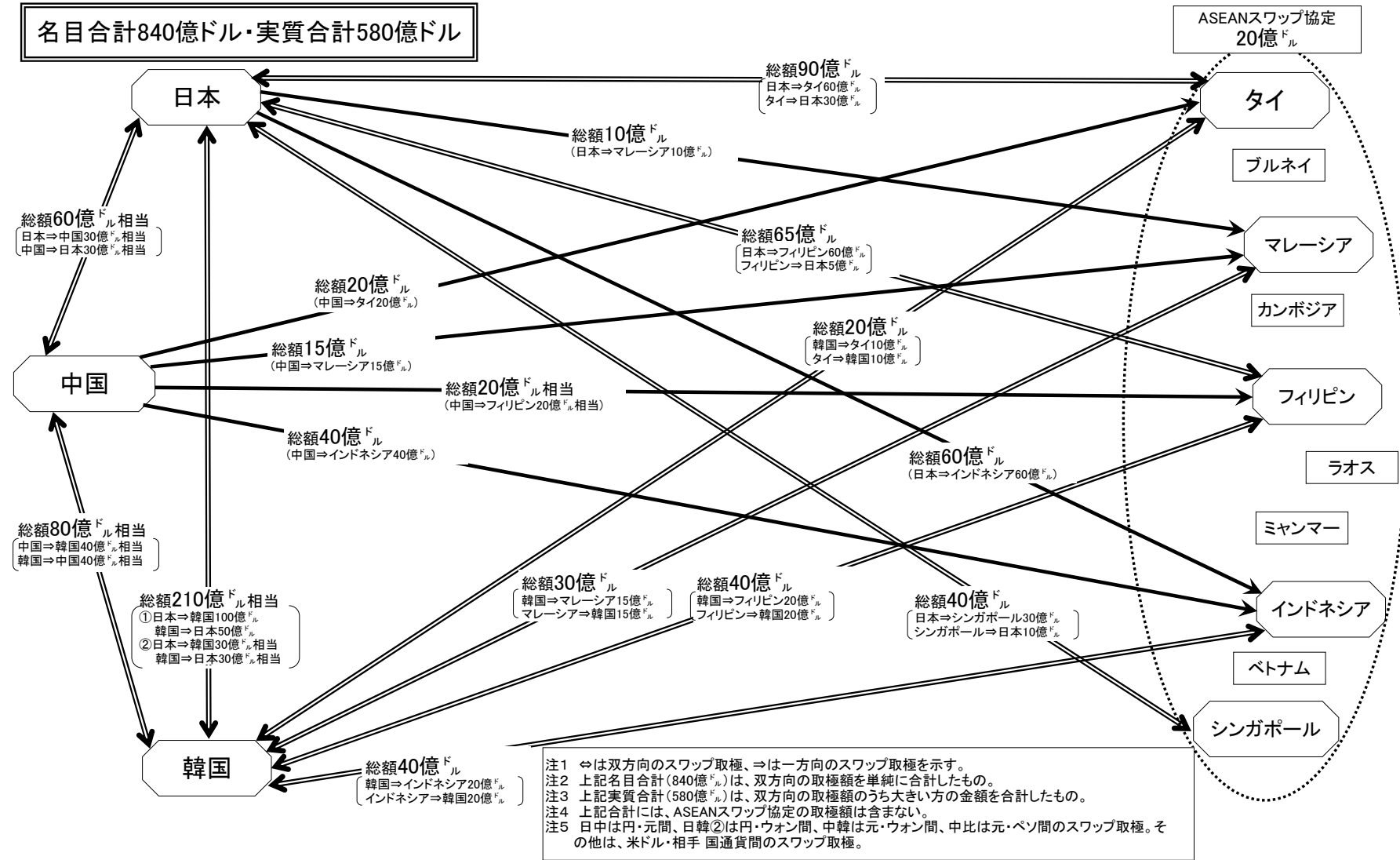
(参考)

	1997年→2007年	2002年→2007年
ASEAN+3 (除く日本、香港)	9.6倍	2.9倍
ASEAN+3	2.7倍	1.6倍

19. ABMIの取組課題と優先順位

取組課題	優先順位		
	第1	第2	第3
タスクフォース1：現地通貨建て債券の発行の促進			
1) 信用保証・投資メカニズム	○		
2) アジア版Medium-term Note Programmeの促進	○		
3) ストラクチャード・ファイナンス債券の発行促進			
a) インフラ・ファイナンスのための債券	○		
b) 証券化商品		○	
c) 地域通貨バスケット債券			○
4) デリバティブ・スワップ市場の整備		○	
5) 債券引受業者の促進		○	
タスクフォース2：現地通貨建て債券の需要の促進			
1) 民間年金基金等の機関投資家のための投資環境整備	○		
2) 個人投資家のための投資環境整備		○	
3) レポ・証券貸借市場の整備		○	
4) クロスボーダー取引の強化			
a) 資本移動・為替規制			○
b) 非居住者関連税制			○
5) ASEAN+3域内の機関投資家等へのABMIに関する情報発信	○		
タスクフォース3：規制枠組みの改善			
1) 債券市場規制・監督枠組みの強化			
a) 証券規制に係るIOSCO原則の適用促進	○		
b) 債券発行、上場、開示のための透明かつ持続的な法規制枠組みの促進		○	
c) 規制・監督当局者の能力向上	○		
2) 域内証券業協会、自主規制機関間の協力の円滑化			
a) 域内規制・監督当局、証券業協会、自主規制機関間の協力促進	○		
b) 域内規制・監督当局、証券業協会、自主規制機関間の債券発行・取引のための持続的な基準・慣行の促進		○	○
3) 債券取引に係る破産手続の改善		○	
4) 国際基準と統合的な会計・監査基準の適用促進			
タスクフォース4：債券市場関連インフラの改善			
1) 証券決済インフラ			
a) 証券決済システムに係るCPSS/IOSCO勧告の適用促進	○		
b) 域内の望ましい決済システムに関する民間部門の議論の促進（「専門家グループ」での活動を含む）	○		
2) 債券市場の流動性増進			
a) 国債を対象としたプライマリー・ディーラー制度の普及・強化	○		
b) ベンチマーク・イールドカーブの形成・維持	○		
c) 取引プラットフォームの改善		○	
d) 流通市場関連情報提供システムの整備・強化			○
3) クレジット・カルチャーの涵養			
a) 現地通貨建て債券市場に係る既存データの評価及び必要な場合の更なるデータ整備		○	
b) 信用リスクデータベースの整備		○	
c) 地場格付機関の信頼性等の強化		○	
4) 金融アナリスト等のプロフェッショナル・サービスの整備		○	

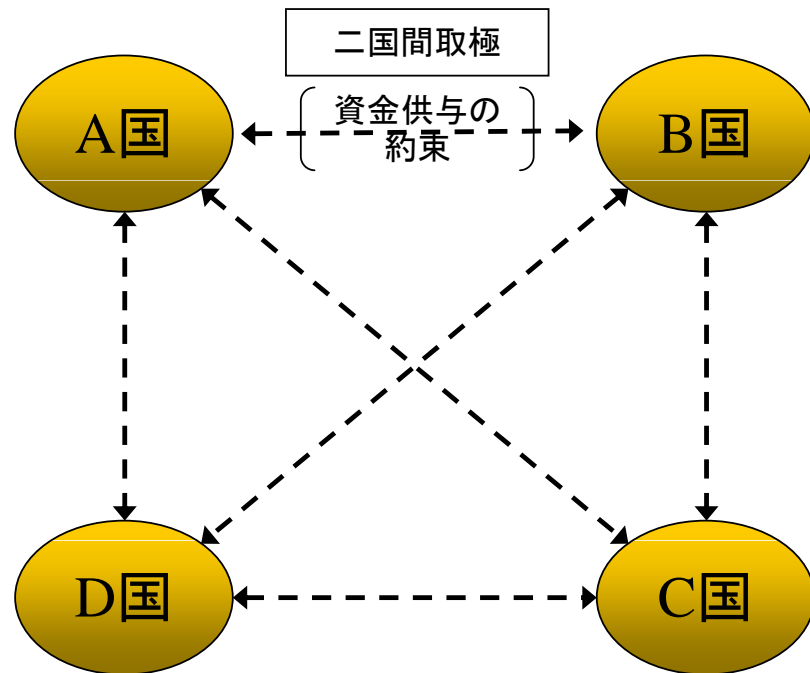
20. チェンマイ・イニシアティブ(CMI)の枠組みにおける 通貨スワップ取極の現状



21. 現行CMIとCMIマルチ化(比較図)

【現行CMI】

- ・複数の二国間取極(8か国間、16本の取極)
- ・発動時に各国の外貨準備をそのまま活用



【CMIマルチ化】

- ・一本の多国間取極(参加国による一本の取極)
- ・発動時に、一定の集団的意思決定プロセスを経て、各国は予めコミットした外貨準備を要請国に貸付

